

徳島県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。  
令和七年一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

名称	医療法人善成会	主たる事務所の所在地	徳島市佐古三番町七三	指定に係る事業所の名称	デイサービス遊	指定に係る事業所の所在地	徳島市佐古六番町九三	事業の種類	通所介護	指定年月日	令和六年八月一日
名称	有限会社井上調剤薬局	主たる事務所の所在地	同 南田宮二丁目一六六ハイツ明日華	指定に係る事業所の名称	井上調剤薬局城北店	指定に係る事業所の所在地	同 北矢三町三丁目三四〇	事業の種類	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	指定年月日	同 九月一日